

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解				国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答				内閣府記載欄		
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]				[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]					対面協議	[I :実現が可能となったもの II :実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの III :要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの IV :見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの V :自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの]
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント		
56	国際	2	つくば国際戦略総合特区	つくば生物医学資源を基盤とする革新的医薬品・医薬技術の開発	発癌の原因となるがん幹細胞をターゲットとした抗体医薬を開発する。つくばヒト組織バイオバンクセンターで収集・管理されている詳細な臨床情報が付帯した試料を利用して、がん組織を構成するがん幹細胞の特徴、薬剤抵抗性の機序を明確にして標的分子を探索する。	筑波大学、産業技術総合研究所、エーザイ(株)	文部科学省 厚生労働省		新規	本事業の遂行にあたっては、ヒト試料が必要不可欠である。ヒト試料の患者情報を匿名化して採取施設外に提供するヒト組織バイオバンクセンターの事業は日本において初の試みであり、本事業における重要性が高いため、現在バイオバンクの予算を措置する制度がないことから新規に開設して頂くことについて、特段の配慮をお願いいたします。	1回目	文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付	C		従来バイオバンクの取組については、バイオバンクジャパン、ナショナルセンターバイオバンクネットワーク、東北メディカルメガバンク等において進められてきたが、健康・医療分野の政府方針として定められた「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申合せ)において、「バイオバンクの取組において、各事業から国民・社会に還元される研究成果を明確にし、当該成果が効率的・効果的に創出されるよう、課題の検討及び各事業の相互連携を推進する」とこととされたところである。これを受けて、文部科学省としては、バイオバンク間の連携を構築することとしているところである。さらに、新たな研究推進体制として、6つの国立高度専門医療研究センターと共同研究を行い、介入型臨床試験及び検体の共同解析を実施するとともに、全国規模の臨床試験グループと連携して、既存検体の移譲、ダブルバンキング、ゲム付随研究を実施する予定である。このようの中で、個別のバイオバンクを支援する新たな制度の創出は困難である。		C	今後、既存のバンクの統合を図り、組織全体の再構築を検討するため、個別のバンクを支援する制度の創出は困難であるという見解は十分に理解いたしました。しかし既存のバイオバンクにおいて、バンキングする試料の品質管理は不十分であり、作業マニュアルの整備についても、今後の重要な検討課題になると考えます。全国的に大学病院を中心にバイオバンクの構築が進められていますが、品質管理や施設外に分類する仕組みについての検討は殆ど進められておらず、これまでに進められてきたバイオバンクの次のステップとしてバンキング試料に関する品質管理の検証を行うことに加えて、施設外に分類する仕組み作りを行うことで、既存の公的バンクの活性化を図ることができると考えています。筑波大学ヒト組織バイオバンクではすでに昨年11月から高度な品質管理の下、他施設(一般企業を含む)への試料の分類を行っております。そのため、既存の競争的資金又は新規制度において、上記検証・基準策定に係る研究を公募対象とすることの可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	IV			
											2回目	文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付	C	バイオバンクにおける組織病理検体の品質管理に関しては、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成25年6月7日閣議決定)の詳細工程表において、「疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト」の取組として、平成26年度及び27年度に「日本病理学会との協同による組織病理取組協定の共同策定、病理標準化センターの設置、組織病理品質管理研修の実施」を行うことが定められたところである。政府においては、今後、当該記載も踏まえながら、バイオバンクにおける組織病理検体の品質管理の推進方策について検討することとしている。しかしながら、前回書面協議における当該省庁からの回答のとおり、個別のバイオバンクにおける取組について新たな支援制度を創出することは困難である。	a	個別のバイオバンクにおける取組について新たな支援制度を創出することは困難である旨、了解いたしました。	厚生労働省及び文部科学省から、バイオバンクにおける取組について新たな支援制度を創出することは困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V				
57	国際	2	つくば国際戦略総合特区	つくば生物医学資源を基盤とする革新的医薬品・医薬技術の開発	陽子線などによるがんを狙い撃ちする局所的放射線治療と、治療後に残るがん抗原を利用した全身的がん免疫療法を融合したロコ-システム融合がん治療法を実現する。本事業では体内でがん免疫反応を誘導するために投与する新規ナノ粒子アジュバントを開発する。	筑波大学、産業技術総合研究所、セルメディン	厚生労働省	厚生労働科学 研究委託事業	拡充	現行の運用では単年度の事業計画となっておりますが、本研究で検討を行う免疫アジュバントについては新規の化合物であり、動物を用いた非臨床試験を行う十分な期間ではないと考えます。本事業の研究期間の拡充について、特段のご配慮をお願いいたします。	1回目	厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課	C		応募された研究課題については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成22年11月11日科発1111第2号大臣官房厚生科学課長通知)に基づき、外部の専門家で構成する評価委員会において、あらかじめ公表された評価方法により、客観的かつ学術的な審査を行い、採択可否等を決定しており、優先的に採択する等の対応はできません。		d	お示し頂いた回答については了解いたしました。ただし、免疫アジュバントのような新規化合物の研究においては、本事業の1年という研究期間は、動物を用いた非臨床試験を行うのに十分な期間ではないため、不十分であると考えます。このため、次年度以降につきましては、公募の際、研究期間を複数年度とする等、期間の拡充について、ご検討いただきますようお願いいたします。	IV			
											2回目	厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課	C	本事業は企業競争により選定された研究課題について、国と研究機関が委託契約を締結し、実施するものである。会計年度独立の原則から単年度契約となるが、公募要項に記載しているとおり、複数年(3年まで)の研究計画書を作成し、提出することは可能である。ただし、複数年の研究計画書を提出した場合であっても、中間評価を毎年度実施することとしており、中間評価結果によっては契約打ち切りとなることがある。	a	複数年(3年まで)の研究計画書を作成し、提出することは可能である旨、了解いたしました。	厚生労働省から、複数年の研究計画書を提出することが可能であるとの回答が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V				
58	国際	2	つくば国際戦略総合特区	つくば生物医学資源を基盤とする革新的医薬品・医薬技術の開発	既存の抗インフルエンザウイルス薬は、変異率の高いウイルス遺伝子を標的としたものが主体であり、薬剤耐性株が出現しやすい。この問題を克服する一策として、変異を抑制しながらウイルスの増殖を阻害することが可能な新規抗ウイルス薬を開発することが挙げられる。これまで、ウイルス複製酵素の立体構造を基盤としたin silicoスクリーニングを活用して、複製酵素を阻害する化合物を同定した。この化合物の誘導体を合成し、より良いリード化合物を創出することを目的とする。	筑波大学エーザイ(株)(株)産業技術総合研究所 東京都医学総合研究所 横浜市立大学 国立感染症研究所	厚生労働省	厚生労働科学 研究委託事業	拡充	本事業の目標である新規抗ウイルス薬の創出に必要な不可欠な物品購入と人件費のための経費として、当該事業の活用を検討していますが、公募対象がワクチン開発に限定されているため、抗ウイルス薬開発も開発対象として研究課題の拡充について、特段のご配慮をお願いいたします。	1回目	厚生労働省 健康局結核感染症課	C		ワクチン開発に係る公募課題については、予防接種基本計画に基づき、国がワクチンの研究開発を推進することとされたことを受け、研究課題として選定したものである。また、厚生労働科学研究委託費新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業については、競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、厚生労働省のホームページ等を通じて研究課題を募集している。研究課題の採択については、外部の専門家からなる事前評価委員会において専門的・学術的観点等からの総合的な評価を経て決定することとしている。このため、ご要望の事業を優先的に採択することは困難である。		C	ワクチン開発に係る公募課題については、予防接種基本計画に基づき、国がワクチンの研究開発を推進することとされたことを受け、研究課題として選定したものであるということについては承知いたしました。しかし、指定自治体の要望は抗ウイルス薬開発に関する研究を公募対象とすることであるが、当該研究は、ワクチン開発に限定している現在の公募課題においては研究課題として選定され得ないと考えます。そのため、次年度以降については、必要に応じて国の計画等に位置付けた上で、抗ウイルス薬開発も同事業の公募課題の一つに是非、加えて頂きますよう特段のご配慮をお願いいたします。	IV			
											2回目	厚生労働省 健康局結核感染症課	C	来年度の厚生科学研究委託費の対象となる公募課題については、健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画に基づき、既存の採択課題の進捗状況等を踏まえ、外部の有識者の意見を聞きつつ、決定されるものである。	a	来年度の厚生科学研究委託費の対象となる公募課題については、健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画に基づき、既存の採択課題の進捗状況等を踏まえ、外部の有識者の意見を聞きつつ、決定される旨、了解いたしました。	厚生労働省から、厚生科学研究委託費の対象となる公募課題の決定方法について回答が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V				

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答	対面協議	内閣府記載欄	
												[A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 自治体が検討]									[a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他]
担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等														
98	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備(研究・開発促進のための事業支援)	「旧私のごと館」を活用したオープンイノベーション拠点において、民間企業・大学・研究機関等による研究・開発、技術実証等を実施	京都府、京都大学等各大学、入居研究機関	経済産業省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省		新規	オープンイノベーション拠点機能を強化する事業実施のための補助制度(ハード)の創設 研究・開発・実用化の流れを促進するオープンイノベーション拠点での研究開発への補助及び研究・開発に不可欠な施設整備費にも活用できるように拡充	1回目	経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課	Z		6月6日に実務者協議を行った結果、現時点では具体的な研究テーマが定まっておらず、支援の内容が不明確であり、既存の事業で対応可能な場合も考えられるため、自治体にて事業内容を検討することとなった。		d	今年度中に、大学や企業等から研究プロジェクトや施設の利活用について公募を開始する予定であり、具体的な案件については、今後、応募状況に応じて関係省庁に個別協議させていただきたい。		経済産業省から、提案の具体的な内容が定まっていなかったため、指定自治体が内容を具体化するべきであるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて経済産業省と個別事業ごとに協議すること。	V
											文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課	Z		指定自治体と対面協議を行い、提案内容について協議を行ったが、具体的な内容が定まっていなかった。このため、指定自治体におかれては、内容の具体化をした後に、再度御相談いただきたい。		d	今年度中に、大学や企業等から研究プロジェクトや施設の利活用について公募を開始する予定であり、具体的な案件については、今後、応募状況に応じて関係省庁に個別協議させていただきたい。		文部科学省から、提案の具体的な内容が定まっていなかったため、指定自治体が内容を具体化するべきであるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて文部科学省と個別事業ごとに協議すること。	V	
											厚生労働省 健康局がん対策・健康増進課	C		応募された研究課題については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成22年11月11日科発1111第2号大臣官房厚生科学科長通知)に基づき、外部の専門家で構成する評価委員会において、あらかじめ公表された評価方法により、客観的かつ学術的な審査を行い、採択の可否等を決定しており、優先的に採択する等の対応はできない。		d	今年度中に、大学や企業等から研究プロジェクトや施設の利活用について公募を開始する予定であり、具体的な案件については、今後、応募状況に応じて関係省庁に個別協議させていただきたい。		厚生労働省から、厚生労働科学研究委託事業については客観的かつ学術的な審査を行った上で採択の可否を決定するため、指定自治体の提案を優先的に採択することは困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて厚生労働省と個別事業ごとに協議すること。	V	
											総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課	C		総務省戦略的情報通信研究開発推進事業「SCOPE」は情報通信(ICT)分野の「独創性・新規性」に富む研究開発を支援する競争的資金である。実務者協議を行った結果、現時点では、SCOPEへの提案を再チャレンジするにしても、具体的にどのような技術開発への支援を求めるのか関係者間で調整がつかないという理由で、要望が取り下げられたため。		d	今年度中に、大学や企業等から研究プロジェクトや施設の利活用について公募を開始する予定であり、具体的な案件については、今後、応募状況に応じて関係省庁に個別協議させていただきたい。		総務省から、現時点では提案の具体的な内容が定まっていなかったため、対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて総務省と個別事業ごとに協議すること。	V	
											農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課	B		本事業は、農林水産・食品分野の研究開発を基礎段階から実用化段階まで継ぎ目無く支援する競争的資金である。平成26年度から新規に実施する研究課題の公募は終了しているが、平成27年度公募についてご検討いただきたい。(平成27年度公募時期:平成26年1月~2月予定)		d	今年度中に、大学や企業等から研究プロジェクトや施設の利活用について公募を開始する予定であり、具体的な案件については、今後、応募状況に応じて関係省庁に個別協議させていただきたい。		農林水産省から、現行の農林水産・食品産業科学技術研究推進事業により実現可能である旨の見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて農林水産省と個別事業ごとに協議すること。	V	
103	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進(医療機器開発と臨床手技トレーニングとのパッケージ化)	【目的】国産の医療機器の海外市場への進出 【対象】医療従事者、医療機器メーカー等 【規模】医療機器開発とトレーニングに関する費用 【内容】・国際展開を視野に入れた医療機器開発と臨床手技トレーニングに対する支援 ・国際展開を視野に入れた医療機器開発と外国人医療従事者を対象とした臨床手技トレーニングに対する支援	国立循環器病研究センター、医療機器メーカー等	経済産業省	医工連携事業化推進事業	拡充	1回目	経済産業省 ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室	Z		当特区で実施しようとしている具体的な計画を精査したうえで、予算事業の目的との整合性を考慮し、対応を検討したい。		d	引き続き、担当省庁と調整していきたい。 また、医療機器開発段階のニーズ把握、日本製医療機器の海外展開を目的とした手技トレーニングは、医工連携事業化推進事業との連携が十分に図れるため、当該制度の活用をお願いしたい。		経済産業省から、当特区で実施しようとしている具体的な計画を精査したうえで対応を検討するため、指定自治体において再度検討すべきであるとの見解が示されたので、指定自治体は具体的な計画等について回答を行うとともに、経済産業省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、府省において対応の可否や条件・代替案について検討し、双方とも要望の実現に向けて、協議を継続して行うこと。	III	
										2回目		Z		今後、指定自治体から当特区で実施しようとしている具体的な計画等を頂いたうえで検討を行い、回答内容が提示された際にはその内容について精査し、予算事業の目的との整合性を考慮したうえで、対応の可否や条件・代替案について対応を検討したい。		a	今後状況の変化を踏まえて、協議を希望する場合は、対応をお願いいたします。		経済産業省から、当特区で実施しようとしている具体的な計画等の提示があった場合には、その内容について精査を行うとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議を終了する。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて経済産業省と個別事業ごとに協議すること。	V	
122	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	港湾コストの低減(埠頭会社に対する荷役機械整備に対する支援)	神戸港 埠頭2期 ガントリークレーン2基 六甲アイランド ガントリークレーン5基 大阪港 夢洲 ガントリークレーン2基、テナー8基等	神戸港埠頭株式会社 大阪港埠頭株式会社	国土交通省		新規	埠頭株式会社が大船型に対応した高規格コンテナターミナルの荷役機械の整備に当たっては、従来の荷役機械よりも高性能となり、整備費が高くなることから、従来の貸付制度では、リース料が高くなり、釜山港等に対抗できないため、補助制度創設(1/2補助)によりリース料を引き下げる。	1回目	国土交通省 港湾局計画課	B		□昨年度と異なる事情としては、 ① H25年12月6日に港湾法施行令第6条第1項等が改正され、港湾法等に基づく貸付けに係る港湾管理者の貸付けの条件の基準のうち、担保提供義務が廃止されたこと ② H26年5月1日に改正港湾法が公布され、国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、政府の出資を可能となったこと □1については、国の公表資料において、その背景として「近年、我が国港湾の国際競争力の強化のため民間事業者等による積極的な施設整備を促進し港湾機能の向上を図る必要が生じている」と記載されている。 □また、②については、国の公表資料において、「国際戦略港湾の港湾運営会社への政府の出資により、(中略)会社の財務基盤を強化し、コスト競争力を有するターミナル運営のための設備投資を促進」と記載されている。 □つまり、国においても民間事業者等による設備投資を促進する必要性が認識されるとともに、港湾運営会社に対する国の関与が根本的に見直されていることは明らかである。 ・これまでのような使用料収入で回収するスキームでは、リース料としてユーザーに転嫁せざるを得ないことから、港の競争力の強化が図れない。 □したがって、国出資を受けた特定港湾運営会社に対しては、国が前面に立って強力に支援し、同社の負担を軽減することで、国際戦略港湾の競争力を強化していく必要があると考える。 □具体的には、同社が実施するガントリークレーン等の上物施設の整備費に対する補助制度を創設し、港湾のコスト低減、サービス向上に資する仕組みづくりを国策として推進すべく、要望するものである。 ・併せて、平成26年1月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」において「国が前面に立って、(中略)取り組んでいきたい」とあるが、特定港湾運営会社が行う施設整備に対して、これまでも何が異なるのか、ご教示頂きたい。		c	貴省からの回答では、「H25年12月6日港湾法施行令第6条1項等の改正」が荷役機械に対する支援の必要性と直接的な関係がないとありますが、改正内容と支援の必要性との関係を論じたのではなく、その改正の背景で示された「民間事業者等による積極的な施設整備」を促進する上でも、補助制度の創設により事業者負担を軽減することは、法令改正の背景、目的に合致するものと考えます。 また、平成26年1月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」において「ターミナルコストの低減」が明記されているが、無利子貸付制度を活用した場合でも当然に貸付金の返済が必要であるため、ターミナルリース料の低減が十分に図れないと考えていることから、これ以上の負担軽減は不要であるとする理由をお示し頂きたい。		国土交通省から、補助制度の創設については現時点では対応できないと回答されているところであるが、指定自治体は国土交通省より提示された回答について検討を行い、回答があったため、国土交通省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	IV
											2回目		B		貴省からの回答では、「H25年12月6日港湾法施行令第6条1項等の改正」が荷役機械に対する支援の必要性と直接的な関係がないとありますが、改正内容と支援の必要性との関係を論じたのではなく、その改正の背景で示された「民間事業者等による積極的な施設整備」を促進する上でも、補助制度の創設により事業者負担を軽減することは、法令改正の背景、目的に合致するものと考えます。 また、平成26年1月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」において「ターミナルコストの低減」が明記されているが、無利子貸付制度を活用した場合でも当然に貸付金の返済が必要であるため、ターミナルリース料の低減が十分に図れないと考えていることから、これ以上の負担軽減は不要であるとする理由をお示し頂きたい。		c	貴省からの回答では、「H25年12月6日港湾法施行令第6条1項等の改正」が荷役機械に対する支援の必要性と直接的な関係がないとありますが、改正内容と支援の必要性との関係を論じたのではなく、その改正の背景で示された「民間事業者等による積極的な施設整備」を促進する上でも、補助制度の創設により事業者負担を軽減することは、法令改正の背景、目的に合致するものと考えます。 また、平成26年1月に公表された「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会 最終とりまとめ」において「ターミナルコストの低減」が明記されているが、無利子貸付制度を活用した場合でも当然に貸付金の返済が必要であるため、ターミナルリース料の低減が十分に図れないと考えていることから、これ以上の負担軽減は不要であるとする理由をお示し頂きたい。		国土交通省から、港湾法施行令第6条1項の改正については、荷役機械に対する支援の必要性と直接的な関係はなく、国の出資が可能となったことで、既存制度の無利子貸付による支援と合わせて高効率荷役機械の導入が図れる、と回答されているところであるが、指定自治体は国土交通省より提示された回答について検討を行い、法改正の背景で示された「民間事業者等による積極的な施設整備」を促進する上で、同要望の支援は法令改正の背景、目的に合致し、既存の無利子貸付制度を活用した場合でもターミナルリース料の低減が十分に図れない、という回答があった。そのため、国土交通省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、国土交通省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	IV

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		内閣府記載欄	内閣府整理
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]						[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]			
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
169	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	診断・治療機器・医療介護ロボットの開発促進(医工連携、産学医連携拡大を促進するための支援)	【目的】医工連携、産学医連携拡大を促進するための支援(規模)研究費、人件費等 【内容】関西のポテンシャルの優位性を活かして、産学医連携のもと医療現場のニーズに合致した医療機器開発を一層促進するため、「医工連携事業化推進事業」の拡充と優先的な適用措置を講じる。	関西国際戦略総合特別区域地域協議会が認定した事業管理機関及び公募により選定した事業者	経済産業省	医工連携事業化推進事業	拡充	「医工連携事業化推進事業」では、国が公募により選定した事業管理支援法人が実施事業の公募・評価等を行うと想定され、本提案では、関西国際戦略総合特別区域地域協議会が認定した事業管理機関及び公募により選定した事業者が実施主体となれるよう、制度拡充と優先的な適用措置を求めもの。	1回目	経済産業省 医療・福祉機器産業室	医工連携事業化推進事業	A	平成27年度概算要求予定	平成27年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	本事業は、医療機器の研究開発から事業化までの取り組みを支援する事業であり、医工連携事業化推進事業と目的を同じくするため、引き続き検討をお願いしたい。	経済産業省から、本件については平成27年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	II
174	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	アカデミア拠点発達の革新的医薬品・医療機器実用化及び国際展開事業	国立循環器病研究センターは循環器疾患の診療・研究の革新的進歩を目指している。その目的にかなう医療機器シーズを早期に実用化を目指すため、基盤整備を行ってきた。自施設で開発した研究シーズを、自らの施設でヒトに初めて行う臨床試験を実施する。臨床試験の結果をもとに、国内企業への技術移管を行い、実用化を目指す。また、企業治験及び薬事申請を支援し、最終的に企業より日本国内及び諸外国において商品販売を開始し、革新的医療機器の国内外シェア獲得を狙う。	独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪大学医学部附属病院	厚生労働省	臨床研究拠点等整備事業(早期・探索的臨床試験拠点整備事業)	拡充	研究シーズの医師主導治験実施、企業への橋渡し、企業治験の支援 研究シーズの医師主導治験実施および研究シーズ開発能力の強化	1回目	厚生労働省 医政局研究開発振興課	臨床研究拠点等整備事業(早期・探索的臨床試験拠点整備事業)	C		独立行政法人国立循環器病研究センターと大阪大学医学部附属病院は、早期・探索的臨床試験拠点整備事業の対象機関として選定していることから、ご提案の研究シーズの医師主導治験実施、企業への橋渡し、企業治験の支援については、既存の事業内で実施すべきものであると考える。	b	本提案における要望内容は、これまでの貴省との協議を踏まえ、大阪大学についてはデータセンター人材をはじめとする革新的医薬品・医療機器創出のための専門人材育成に必要な設備整備、国立循環器病研究センターについてはトレーニングセンター運用とさせていただきます。H26年度対応方針での協議を希望していることから、一旦協議終了。指定自治体は、今後の具体的な検討状況に応じて厚生労働省と個別事業ごとに協議すること。	厚生労働省から、既存の事業内で実施すべきものとの回答がなされ、これについて指定自治体は、まずは平成26年度対応方針での協議を希望していることから、一旦協議終了。指定自治体は、今後の具体的な検討状況に応じて厚生労働省と個別事業ごとに協議すること。	IV	
175	国際	6	関西イノベーション国際戦略総合特区	COPD患者の肺動脈再生を旨としたオキシム誘導体(ONO-1301類)による体内誘導体再生治療法の開発と実践	慢性閉塞性肺疾患(COPD)における肺動脈再生抑制および肺動脈再生治療剤として、体内再生型医薬品であるオキシム誘導体(ONO-1301)の経口投与と製剤、その徐放性製剤(ナノスフェア、マイクロスフェアまたはリポソーム製剤)の静注剤または吸入剤の開発を行う。製剤検討を行い、臨床投与方法の選択に追加非臨床(毒性)を実施し、医師主導治験を行い、POCを確立する。ひいては薬事法にて承認され、新しいCOPD治療剤として全世界での臨床現場で汎用されることを究極の目的と見据える。	大阪大学: 製剤検討、非臨床試験、医師主導治験(オキシム誘導体の原薬供給/小野薬品工業株式会社)	厚生労働省	早期・探索的臨床試験拠点事業	拡充	研究シーズの医師主導治験実施、企業への橋渡し、企業治験の支援	1回目	厚生労働省 医政局研究開発振興課	早期・探索的臨床試験拠点事業	C		早期・探索的臨床試験拠点事業は臨床研究等の実施に必要な機器や人材などの体制を整備するための支援を行うものであり、個別の研究開発について直接支援を行うのではなく、個別の革新的医薬品の研究開発については、厚生労働科学研究費により研究支援を行っているところである。平成26年度の厚生労働科学研究費の事業募集は概ね締め切っているが、今後も来年度以降の医療分野の研究開発に対する支援の予算状況を踏まえつつ対応していきたい。	a	今後の状況を見て、協議再開を希望する場合は、対応をお願いします。	厚生労働省から、来年度以降の医療分野の研究開発に対する支援の予算状況を踏まえつつ対応するとの回答があり、これについて指定自治体は了承していることから、協議終了。指定自治体は提案内容が具体化された段階で、必要に応じて厚生労働省と個別事業ごとに協議すること。	V	
223	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用・炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置普及事業	超省エネルギー炭化・灰化実用機の畜産現場への普及を促進する。	ケンセイ産業(株) 県内畜産業者	農林水産省		新規	バイオマス事業化戦略に当該提案技術(約600℃の低温で家畜糞を省エネ・減量化して炭化・灰化回収)を加えることによる炭化・灰化装置の実用化支援措置	1回目	農林水産省 食料産業局バイオマス循環資源課	地域バイオマス産業化推進事業	B		特区からは、地域バイオマス産業化推進事業が活用できるよう、バイオマス事業化戦略(H24.9.6バイオマス活用推進会議決定)の技術ロードマップにおける「ガス化」について、技術レベルを実証段階から実用化段階に見直すことと要望がなされている(H26.5.22打合せにて確認済み)。一方、地域バイオマス産業化推進事業の実施要領においては、バイオマス利活用施設の整備支援の対象を、「①バイオマス産都市の選定地域であること及び②バイオマス事業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められること」(実施要領第3の2、第4の2を参照)としている。バイオマス事業化戦略において「ガス化」の技術レベルは5年以内に実用化と評価されており、特区側の要望のような見直しはなされても、現行の地域バイオマス産業化推進事業のスキームの中で対応可能である。	a	新技術を含めたバイオマス事業の推進を、引き続き図るようお願いします。また、地域バイオマス産業化推進事業等、貴省所管のバイオマス事業の活用にあたっては、御協力をお願いします。	農林水産省からバイオマス事業化戦略に当該提案技術(約600℃の低温で家畜糞を省エネ・減量化して炭化・灰化回収)を加えることによる炭化・灰化装置の実用化のための財政支援要望については、既存の地域バイオマス産業化推進事業のスキームの中で対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。	I	

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答	対応	理由等	内閣府記載欄	内閣府コメント	内閣府整理
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]											
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等				
249	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、介護報酬上、「地域共生加算(仮称)」の創設を求め、	1回目	厚生労働省 老健局 振興課	介護保険法	C					C	・障害福祉サービスの基準該当生活介護は、指定通所介護を提供することとされており、財源の出所を問わず、介護保険と同様の報酬体系とすべきであることから、既存の制度設計上生じている報酬差を合理的配慮として介護報酬又は給付金(税金)で埋めるものとして地域共生加算(仮称)を創設することとしたものである。言い換えれば、障害者の指定事業者が基準該当で高齢者を受け入れた場合(基準該当単価なし)と、逆に介護保険の指定事業者が基準該当で障害者(児)を受け入れた場合とで、サービスの報酬に差が生じていることは合理的な配慮に欠けていると言わなければならない。 ・介護保険の指定(小規模型)通所介護の単位数は、要介護5は1,395単位、要介護1でも809単位と、同じ指定通所介護を提供する基準該当生活介護の722単位を大きく上回っている。基準該当生活介護の利用者が65歳になれば、介護保険が適用され(指定通所介護の利用となり)報酬が大きく上昇することになるが、65歳前後でサービスの質が何ら変わるものではないため、地域共生加算(仮称)の創設によって制度間のギャップを埋めるべきと考える。 ・近年、高齢者の利用が依然として主であるものの、富山型デイ事業所における障害者(児)の利用ニーズが増加しており、それが不安定の報酬差から事業所運営を不安定にしている。このまま地域のニーズに応えれば、サービス提供が成り立たなくなる懸念があり、富山県が目指す身近な地域での共生(富山型デイサービス事業所数H28:140箇所、H33:200箇所)の実現が極めて困難となる。そこで、障害福祉サービスの報酬あるいは介護報酬において地域共生加算(仮称)を創設することにより、富山型デイ事業所の運営安定化だけでなく、富山型デイに取り組む高齢者デイ事業所の拡大を図るべきと考える。 ・特区制度は地域限定的な特例でもって活性化等を図るものであり、従来からの制度の改善を図るものとして提案しており、従来の制度が馴染むように運用の改善を図るべきと考える。 ・基準該当事業所として障害福祉サービスを提供する事業所は、介護保険制度において指定を受けた事業所であるが、当該事業所が提供するサービスは障害者(児)に対する障害福祉サービスであるという実態がある。こうしたことから、本提案は、老健局のみに検討を求めたものではなく、老健局と社会・援護局(障害福祉課)が制度上の枠組みを越えて連携、対応することを求めるものなので、この提案趣旨を十分に踏まえ、厚生労働省としての見解を示されたい。		障害者の指定事業者が基準該当で高齢者を受け入れる場合と、介護保険の指定事業者が基準該当で障害者(児)を受け入れる場合について、適用される法律によってサービスの報酬に差が生じており、既存の制度において生じている当該報酬差を埋めるものとして自治体より提案されている地域共生加算(仮称)の創設又は代替案の創設の可能性があるため、厚生労働省は再度検討すること、また、基準該当事業所は、介護保険制度上の事業所であるが、当該事業所が提供するサービスは障害者(児)に対する障害サービスであり、介護・障害担当部局との連携に関連するものであることから、障害担当部局とも連携の上、今後の当該課題への対応について見解を示すこと。	IV
250	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当事業所は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合、基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施される送迎を除き、報酬上の加算が適用されている。そのため、送迎に係る加算だけでなく、指定障害福祉サービスで適用されるその他の加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省 社会・援護局 障害福祉課 厚生労働省 老健局 振興課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C				C	・障害福祉サービス等に係る報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、他の地域との公平性の観点から、特区制度の枠の中で地域限定的に特例を認めることは、そもそも馴染まない。 ・この提案は、富山型デイサービス事業所の人的資源を最大限に活用した、富山県独自の地域活性化の取組であり、特区制度に馴染むものとして提案しており、財政上の支援措置が認められるべきである。既存の制度や枠組みでは対応しにくい提案を活かすため、特区制度が設けられていると考えており、運用面で配慮願いたい。 ・障害福祉サービス(生活介護)の利用者が65歳になって介護保険サービス(通所介護)を利用する場合、介護報酬に差が生じるという制度間のギャップを埋めようとする提案であるから、特区にこだわることではなく、むしろ全国展開が望ましいものと考え、年齢に伴う老化メカニズムやその進行は個人差があるにもかかわらず、なぜ65歳以上の高齢者が第1号保険者なのかという疑問が存在するが、地域共生加算(仮称)を創設することによって(制度間のギャップがなくなり)実質的に措置が解消される。 ・この提案は、障害福祉サービスと介護保険サービスの枠組みを越えて連携、対応することを求める趣旨であることから、引き続き相談させていただきたい。		・厚生労働省から、障害福祉サービスに係る報酬については、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区において限定的に特例を認めることは馴染まないとの見解が示されており、協議を継続しても同様の議論の繰り返しとなるため、今回の協議の中で結論を得ることは困難であることから、一旦協議を終了する。	IV	
250	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当事業所は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合、基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施される送迎を除き、報酬上の加算が適用されている。そのため、送迎に係る加算だけでなく、指定障害福祉サービスで適用されるその他の加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	2回目	厚生労働省 社会・援護局 障害福祉課 厚生労働省 老健局 振興課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C				C	・富山型デイ事業所が基準該当障害福祉サービスを提供するとは言い、決して指定事業者と比べてサービスの質が劣るものではない。これは、富山型デイ事業所において、障害者(児)の利用者数が増えている(利用者を選択されている)ことから明らかである。また、富山県が求める加算は、資格要件を必要としないのに限られている。 ・基準該当障害福祉サービスは、地域に指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者が存在するという現実の下に提供されている。富山型デイ事業所は、指定障害福祉サービスを補完しているため、指定障害福祉サービス事業所と同様の措置等があつていなければならない。したがって、加算のみを提案しているものではなく、合理的な配慮を求めている。その上、富山型デイ事業所は、特区における規制の特例措置(地域共生型障害者就労支援事業)と相まって障害者の居場所確保に重要な役割を果たしていることから、地域共生の実現(富山型デイ事業所における福祉就労者数1250人)のためには、規制の特例措置と併せ、加算適用拡大を措置し、施設外就労先となる富山型デイ事業所数を増やすことが必要である。 ・特区制度は、地域の特性等を踏まえて、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の普及促進を目的としていることから、特例的に給付費を認めるとも差し支えないと考える。 ・厚生労働省では、高齢者、障害児者、子どもがともに利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う、富山型デイサービスのような「共生型福祉施設」の効果・効用を認め、その設置を推進しているが、指定障害福祉サービスとしての基準を満たさないものとして基準該当障害福祉サービスに加算を認めない姿勢は、障害者の地域移行、あるいは地域定着の阻害要因となりかねない。 ・今回の見解では、共生社会の実現には繋がらないため、引き続き相談させていただきたい。		すでに特区において実施されている規制の現状措置(地域共生型障害者就労支援事業)にも密接に関連し、富山型デイ事業所の整備・活用を促進により、障害者の雇用の機会を更なる拡大につなげるためにも、加算のみに拘ることなく、提供するサービスの実態に合わせた対応を求めたものであり、厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと、自治体は、求められている「合理的な配慮」に関し、規制緩和の可能性も含め、より具体的提案について検討すること。	IV	
263	地域	11	ふじのくに先端医療圏特区	医療機器等開発・参入支援事業	県が新たに整備する研究開発拠点に設置する機器に対して助成する。	静岡県、公益財団法人静岡県産業振興財団	経済産業省	地域オープンイノベーション促進事業	拡充	県が整備する新たな研究施設を機器整備の助成対象としてほしい。また、総合特区独自の協議会を設備機器購入を決定する協議会と認め、県が直接購入し、公益財団法人(ファルマバレーセンター)で維持・管理できるようにしたい。	1回目	経済産業省 地域新産業戦略室	地域オープンイノベーション促進事業	A	27年度概算要求	b	当該事業は、地方産業競争力協議会で特定する戦略分野に沿い、地域のイノベーションを促進するため、都道府県の行政区域を越えた広域の連携を前提として各地域ブロックに運営協議会を設置し、技術を用いて下支えする公設試・大学等の基盤整備を進めることを目的としている。静岡県の要望は、当該事業下で同県を含む関東ブロックの運営協議会が上記戦略分野から同ブロック内の広域連携分野として絞り込んだ航空機産業分野との整合性及び設置機器の広域活用性の観点で妥当性が満たされていない。他方、今後の予算要求については、当該事業と同じ目的で制度づくりをしていく予定であるが、支援対象は、地方産業競争力協議会で特定された戦略分野であれば、静岡県の要望分野も含めて運営協議会による特定可能とすることについて検討を行うこととする。		静岡県が整備するファルマバレー新拠点施設(公設のオープンイノベーション施設)など、地域のオープンイノベーションを促進する施設も支援対象となるよう、あわせて検討をお願いします。	II			
285	地域	13	次世代エネルギーイノベーション創造特区	「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」における規模要件に下水熱の特設	下水管から下水熱エネルギーを回収する技術が開発され、熱需要の多いまちなかでの活用がより身近になっている。下水熱の活用形態は地中熱と同様であることから、地中熱利用と同様な規模要件を設定することにより、普及促進を図りたい。	豊田市	経済産業省	「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」における規模要件に下水熱の特設	拡充	現行、下水熱利用の規模要件は「温度差エネルギー利用」に位置付けられているものの、規模が大きすぎるため、まちなかでの下水熱利用システムに補助金が見込めない。また、下水熱は「再生可能エネルギー」に明確な位置付けがなされていない。	1回目	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	B		b	貴省の見解について了解しました。ただし、今回提示させていただいた事例は、「まちづくりと一体となった下水熱有効利用」の全国モデルになると考えておりますので、「小規模な下水熱利用」の全国的な普及拡大のためには規模要件の緩和が必要不可欠であると考えます。今回と同様にご相談が他にも多数あがってくるようでしたら、規模要件の緩和について今一度ご検討をお願いいたします。		経済産業省から、自治体の財政支援要望については既存の「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」の活用により対応可能な見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議を終了する。但し、指定自治体と同様な要望が他自治体からも多数あり、指定自治体が再協議を希望する場合は改めて協議を行うものとする。	I			

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際・地域	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁・省	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解		国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄				
												[A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]		[a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]				理由等	理由等		
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
288	地域	14	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生	道路管理者への助成制度の拡充	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	先駆的な取組にあたり、無電柱化による観光促進性や全国普及性などの付加価値の高いモデル地区を選定し、助言及び集中的な支援をいただきたい。	1回目	国土交通省 道路局 環境安全課	社会資本整備総合交付金	B		無電柱化については、現行の交付金事業で実施することが可能である。また、事業費の削減に資する多様な工法の導入に向けた検討や、地上機器の民地設置に係る促進策や計画段階における住民参画などの取り組みは重要であると考え、地方整備局等に相談して頂ければこれら取り組みについての助言を行って参りたい。	b	京都市では、伝統建造物群保存地区や世界遺産周辺を中心に、重点整備対象地域を定めて、社会資本整備総合交付金等の活用により、無電柱化の取組を集中的に進めています。今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活かし、「観光立国・日本」を実現していくためには、国際競争力の高い観光地を活用することが重要となります。加えて、今年度に決定を予定している第7期無電柱化計画の一層の推進や、ユネスコ世界無形文化遺産の紙園祭を本来の姿に戻す「後祭」の復活に伴う「後祭」の本来の運行ルートの無電柱化の実施など、これまで以上にスピード感を持って無電柱化事業を推進する必要があります。しかしながら、景観に配慮すべき地区は道路幅員が狭い箇所も多く、施工性が悪く、他の幹線道路に比べ、整備費用が高くなる傾向にあり、更に以下のような様々な課題を抱えています。まず、景観系の路線では、電力需要が少ないことなどから、電線管理者等との合意が得られないことも多く、入線や電柱撤去費用も含めて京都市が要請者として整備費用を全額負担のうえ、京都の歴史的景観を保全・再生するために整備を行っている事例も複数あります(花見小路通(紙園地区)、ねの道(高台寺周辺)、小川通)。また、同じ景観系の路線では、狭い整備箇所においては、地上機器の設置箇所確保の困難さが無電柱化事業の進捗にも大きな影響を与えています。加えて、狭隘な施工箇所であっても整備が可能となるよう、直接埋設や浅層埋設等の新たな技術開発も重要であると考えております。交付金事業で実施可能な事業はもとより、上記の様々な課題を踏まえ、既存の制度を枠を超えて無電柱化を推進する必要がある、本特区の政策課題の解決に向け、今後とも、新たな制度の検討や当該制度を実施するうえでモデル地区への選定などについて、引き続き、助言及び集中的な支援をお願いするものです。		京都市からは、現行の交付金事業で無電柱化に取り組むことはもとより、現場の施工ニーズを踏まえ、既存の制度の枠を超えた新たな取り組みの必要性が主張されているところである。国土交通省からも、事業費の削減に資する多様な工法の導入に向けた検討や、地上機器の民地設置に係る促進策、計画段階における住民参画などの取り組みは重要であるとの認識が示されており、地方整備局等を通じて、当該取り組みについての助言を行っている旨が示されていることから、両者は、問題意識、方向性を共有しているものと判断できる。今後、京都市は問題解決に向けて地方整備局に相談、調整などを行い、国土交通省は、京都市に対し必要に応じて助言等を行う協力を行うこと。	III
292	地域	14	京都市地域活性化総合特区	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	クロスメディア開発拠点、インキュベーター施設、リエゾン・オフィス等を整備	京都府、京都市、京都クロスメディア・クリエイティブセンター	経済産業省		新規	クロスメディア展開による新産業を創出し、我が国のコンテンツ産業の海外展開を促進するため、京都クロスメディア・クリエイティブセンターの整備を支援し、それに係る重点的な補助制度等を創設	1回目	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連課		Z	京都クロスメディア・クリエイティブセンター(KCC)に対する支援を検討するに当たり、同施設の具体的な活動内容に係る具体的な情報をまとめていただき、再度提示していただきたい。	d	京都クロスメディア・クリエイティブセンター(KCC)の活動実績及び京都市地域活性化総合特区におけるコンテンツ分野の位置づけについて、追加資料を提出すること。	III			
293	地域	14	京都市地域活性化総合特区	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	協働事業で利用するクロスメディア・デジタル・アーカイブ構築	国、京都府、京都市、立命館大学、NPO法人映像産業振興機構、東映松竹、京都文化博物館、京都クロスメディア・クリエイティブセンター等	文部科学省(文化庁)	文化発信を支える基盤の整備・充実	拡充	文化的・産業的価値のある我が国の映画やゲーム等の貴重な文化関係資料をデジタル・アーカイブ化するため、支援措置を実施。あわせてスピーディな実用化に向けて著作権法を緩和	1回目	文化庁 文化部芸術文化課	文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究等	Z	「京都市地域活性化総合特区におけるコンテンツ分野の位置づけ」で掲げられている課題及び解決策が抽象的であり、どのような課題及び解決策を想定しているのか不明であるため、具体的な課題及び解決策について網羅的に挙げられたい。また、民間ベースで対応すべき課題、京都市・京都市で対応すべき課題と区別がなければ対応が難しい課題といった区分がないため、国に対する要望内容の明確化が必要である。かかる観点から整理・検討していただいた上で、引き続き協議を行ってまいりたい。	b	本提案のクロスメディア・デジタルアーカイブの構築に向けて、「地域発・文化芸術創造発信イニシアティブ」を含め、他の補助事業等での対応可能性について引き続き検討していくので、今後の相談にあたって特段のご配慮をお願いしたい。	V			
294	地域	14	京都市地域活性化総合特区	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	運用益活用型の公的基金制度を創設し、運用益により、パロッド版やプロトタイプ製作等を集中的に支援	国、京都府、京都市、金融機関等	経済産業省		新規	クリエイターの創造性やクロスメディア展開を活かした新事業の創出を集中的に促進するため、基金を造成するための無利子又は低利子の融資、あるいは利子補給による支援措置	1回目	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連課		Z	コンテンツ産業振興基金の提案について、基金の運用方法等について再度検討を求めたい。	b	基金の運用方法や他の補助事業での対応可能性等について引き続き検討していくので、具体化した段階で再度協議をお願いしたい。	V			
295	地域	14	京都市地域活性化総合特区	国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進	コンテンツとICTを活用した次世代の電子教科書、教材等を開発することにより、学力、生徒の論理力や思考力のみならず創造力や表現力、コミュニケーション力の育成に資するとともに、クロスメディア展開による新産業の創出を図る	京都府、京都市等	文部科学省		新規	コンテンツのクロスメディア展開による新たなビジネスモデルの創出に向け、電子教科書、教材などコンテンツの研究開発、実証研究に対して財政的支援を措置	1回目	文部科学省 生涯学習政策局 初等中等教育課 初等中等教育局 教科書課 初等中等教育局 特別支援教育課		C	御提案内容を支援できる制度や取組がないため。	b	デジタル教科書・教材の開発費用に係る支援制度がないことは了解した。今後、特別支援教育を含めたデジタル教科書・教材の開発についてのスキーム等を再検討していくので、今後の相談にあたって特段のご配慮をお願いしたい。	V			
374	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	みえライフイノベーション整備事業(統合型医療情報データベース整備(基盤整備))	県内医療機関等の医療情報を集約した統合型医療情報データベースを整備することにより、画期的な医薬品や医療機器等を創出させる(基盤整備に要するもの)。	三重大学等	厚生労働省	ICTを活用した地域医療ネットワーク事業	拡充	県内の医療情報を集約・統合し、画期的な医薬品・医療機器等の創出をめざす「統合型医療情報データベース」の整備については、計画において県内16医療機関の参画を予定しているため複数年度にわたる事業期間を要することから、複数年度の補助が採択されるよう取りはかられたい。	1回目	厚生労働省 医政局研究開発振興課	ICTを活用した地域医療ネットワーク事業	C	都道府県及び市町村が医療及び介護の総合的な確保を図るための財政支援措置として、総合確保推進法第6条に基づく基金が設けられたため、本事業は26年度限りで廃止することとした。	a	省庁回答について了解した。データベース構築に向けた助言等をお願いしたい。	V			
375	地域	28	みえライフイノベーション総合特区	みえライフイノベーションプラットフォーム整備事業(統合型医療情報データベース整備(研究開発))	県内医療機関等の医療情報を集約した統合型医療情報データベースを整備することにより、画期的な医薬品や医療機器等を創出させる(研究開発に要するもの)。	三重大学等	総務省	戦略的情報通信研究開発推進事業	拡充	医療情報DBでは、医療・健康・福祉の向上や新産業・雇用の創出等をめざして、患者に合わせたオーダーメイド医療の提供や予防医療の推進、医薬品・医療機器製造企業による臨床研究への活用に向けた研究を予定している。県民約30万人の医療情報による医療情報DBは他に例を見ないものであり、三重モデルとして全国的先駆的取組となり得る可能性がある。この研究開発の財政的支援として、省の戦略的情報通信研究開発推進事業の応募を検討しているが、現在設定されている研究開発経費の上限額について特区事業に限り撤廃されたい。	1回目	総務省 情報通信国際戦略局技術政策課	戦略的情報通信研究開発推進事業	C	総務省SCOPEでは情報通信分野における先端技術の開発研究を支援する競争的資金である。提案課題は医療の現場で用いる「統合型医療情報データベース」の作成である。現段階では基礎的な医療分野の「データベース」の作成はICT分野における先端技術の開発課題であるSCOPEの対象に該当しないため。	a	省庁見解については了解した。今後、戦略的情報通信研究開発推進事業「SCOPE」の制度内容を踏まえ、同事業の活用可能性について関係機関と検討を行うこととする。	V			

